平成２６年（フ）第３３号
鹿児島県奄美市名瀬幸町12番８号　越間アパート101号
債務者　上原　敏男
1　決定年月日時　平成26年11月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２６年（フ）第３４号
鹿児島県南九州市川辺町両添1118　川辺生協病院、住民票上の住所鹿児島県南九州市知覧町郡16547番地２　公営西福寺Ｃ棟６号
債務者　浅野　健治
1　決定年月日時　平成26年11月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２６年（フ）第１５号
沖縄県石垣市新栄町14番地　前底アパート北３Ｆ
債務者　茂木　　功
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２６年（フ）第２５５４号
京都市東山区本町18丁目362番地１セントフィオーレ東山本町Ｂ号室、申立時の住所大阪市中央区谷町１丁目３番11―602号
債務者　平原　　暁
1　決定年月日時　平成26年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４１４７号
大阪府大東市深野５丁目18番８号
債務者　石丸　秀治
1　決定年月日時　平成26年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４１５２号
大阪府八尾市安中町６丁目８番10号
債務者　松元　文男
1　決定年月日時　平成26年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４１８９号
大阪市浪速区戎本町１丁目６番22―1103号
債務者　永尾　真弓
1　決定年月日時　平成26年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４１９３号
大阪市生野区桃谷２丁目25番20号朝日プラザ桃谷ＰＡＳＳＡＧＥＳ406
債務者　柴田　真人
1　決定年月日時　平成26年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４２３５号
大阪府東大阪市宝持２丁目６番８号　富士マンション201
債務者　川原　粂則（旧姓坂本）
1　決定年月日時　平成26年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４２４８号
大阪府豊中市三国１丁目３番11―605号
債務者　山中　直也
1　決定年月日時　平成26年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４２８３号
大阪市東住吉区照ケ丘矢田１丁目11番33―205号、前住所大阪市平野区平野馬場１丁目５番10号
債務者　安藤　和年
1　決定年月日時　平成26年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４４１５号
大阪市東淀川区上新庄２丁目21番12号春日ハイツ102号室、住民票上の住所大阪府富田林市梅の里３丁目７番１号
債務者　マイズ岸上こと　岸上　伸一
1　決定年月日時　平成26年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４６３４号
大阪市西区本田２丁目５番３号　カトレアハイツ201、前住所大阪府交野市向井田１丁目48番３号
債務者　竹田志津江
1　決定年月日時　平成26年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４６４９号
大阪市城東区今福東３丁目15番22―1307号、前住所大阪市城東区古市１丁目23番17―605号
債務者　岩本　秀章
1　決定年月日時　平成26年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４７０５号
大阪府東大阪市御厨東２丁目７番４号、前住所大阪府東大阪市若江本町４丁目２番20号
債務者　上田　千秋
1　決定年月日時　平成26年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４７４１号
大阪府豊中市上野西３丁目５番34号
債務者　田上磨智美（旧姓太田）
1　決定年月日時　平成26年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４７４８号
大阪市平野区平野本町２丁目２番16号　森文化１Ｆ西、前住所大阪市平野区平野本町４丁目11番29号　三栄ビル内
債務者　ハッピーショップこと　岡山　建二
1　決定年月日時　平成26年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部